



市からの連絡帳

届け出・税・年金

西東京市民カードは破損などがあれば引き換えます

表面の8桁の番号が金色のカードは生分解性プラスチック製で、弾力性が弱く割れやすくなっています。破損などが生じたときは引き換えますので、市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)、各出張所へお持ちください。

- 持 ①破損した西東京市民カード
 - ②窓口に来た方の本人確認ができるもの(運転免許証・旅券・健康保険証[※])
 - ③認め印
- ※代理人による申請の場合は、代理人選任届(本人自筆)が必要です。
- ◆市民課 田(☎042-460-9820)
 - 保(☎042-438-4020)

軽自動車税納税通知書を発送

平成25年度の軽自動車税納税通知書は、5月1日(火)に発送する予定です。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡した場合でも旧所有者に課税されます。その場合の月割りによる払い戻しはありません。

- ◆**身体障害者の方が所有する車両であるなど、一定の要件のもとに軽自動車税を減免する制度があります。**納期限前7日(5月24日(金))までに申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
- ◆市民税課 田(☎042-460-9826)

国民年金の学生納付特例・若年者納付猶予制度のご利用を

国内に住所がある20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入する必要がありますが、次に当てはまる場合は、申請をすることにより保険料の納付が猶予されます。

- ◆**学生納付特例制度**
- ①学生の方で本人の前年の収入が一定額以下の場合
- ※平成24年4月～平成25年3月の学生納付特例を希望する方は、4月30日(火)までに申請してください。
- ◆**若年者納付猶予制度**
- ①30歳未満で、本人と配偶者の収入が一定額以下の方(学生を除く)
- 申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)、

市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階) これらの申請を行わず保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

福祉・くらし

障害者基本計画策定のためのアンケート調査にご協力を

平成26年度から始まる新しい障害者基本計画の策定に当たり、障害のある方の日常生活の状況などを把握し、ご意見・ご要望などを伺うアンケート調査を実施します。調査票が届いた方は、アンケートへご協力をお願いします。

- ②市内在住で障害者手帳をお持ちの方や難病患者の方などの中から無作為に抽出された方
- 調査票発送日 4月17日(水)(予定)
- 回答期限 4月30日(火)
- ◆障害福祉課 保(☎042-438-4033)

わが家の耐震診断をしよう

市では、地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題に対する指導・助言などの無料相談を行っています。

- 時・場 4月20日(土)・保谷庁舎2階、5月11日(土)・田無庁舎1階
- ※時間は午前9時30分～午後0時30分のうち1人40分程度
- ②次の要件にいずれも当てはまる住宅を所有し、自ら居住している方
- ①市内にある一戸建て住宅、二世帯住宅、店舗兼用住宅で階数が地上2階建て以下の木造軸組み在来工法によるもの
- ②原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅
- 定 各回8人(申込順)
- 申 電話で都市計画課へ
- 相談員 西東京市・住みよい町をつくる会に所属する相談員
- ◆都市計画課 保(☎042-438-4051)

その他

「西東京市地域経営戦略プラン2010中間の見直し」を策定

平成22年3月に策定した「西東京市地域経営戦略プラン2010(第3次行財政改革大綱)」(計画期間平成22～26年度)

プール補修工事といった一部例外的な経費も計上しています。

本予算については、次の市議会定例会に提案する予定となっていますので、ご理解をお願いします。

なお、これまで本予算とともに示しておりました、総合計画事業の主要な取り組みについても、本予算成立後市報などでお知らせします。

- 6つの特別会計
- 国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計、駐車場事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計
- ◆財政課 田(☎042-460-9802)
- ◆企画政策課 田(☎042-460-9800)

について、中間の見直しを行いました。社会情勢の変化や市政の全体方針との整合性、これまでの取り組み状況などを検証し、実施項目の内容や目標を修正したほか、新たな評価指標を設定しました。このプランに基づき、今後も行財政改革に取り組みでいきます。

「西東京市地域経営戦略プラン2010中間の見直し」は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HPでもご覧いただけます。

◆企画政策課 田(☎042-460-9800)

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

- ◆西東京市茶道華道文化協会 様(10万円)
- ◆柏崎 義三 様(4万円)
- ◆東京西東京ライオンズクラブ会長 岡田 勇 様(紫陽花 70本)
- ◆匿名(ジグソーパズル4箱)
- ◆織田 節子 様
- ◆秘書広報課 田(☎042-460-9803)
- ◆管財課 田(☎042-460-9812)

東京都議会議員選挙立候補予定者説明会

東京都議会議員選挙(西東京市選挙区)に立候補を予定している方を対象に、説明会を開催します。立候補予定者は、必ずご出席ください。

- 時 5月13日(月)午後2時^{から}
- 場 保谷庁舎別棟
- 持 印鑑
- ※当日関係者の方に、立候補の届け出などに必要な関係書類を交付します。受領印が必要となりますので必ずご持参ください。
- ◆選挙管理委員会事務局 保(☎042-438-4090)

募集

シルバーピア生活協力員(常駐)

シルバーピア(高齢者集合住宅)の生活協力員室に常駐し、入居者の安否確認・

病気など緊急時の対応・連絡などを行う生活協力員を募集します。

- 資格 次のすべてに当てはまる方
- ①申込者本人が市内在住・在勤の成年人
- ※在勤の場合は都内に在住(住民票で証明できること)
- ②在宅が可能で、高齢者福祉と生活協力員の仕事に理解と熱意がある
- ③現に同居しているか、同居しようとする親族がいる
- ④おおむね30歳以上60歳未満
- ⑤世帯の所得の合計が特定公共賃貸住宅(都民住宅)の所得基準内(下表)である
- ⑥持ち家がない

特定公共賃貸住宅の所得基準

家族数	所得基準額
2人	227万6,000円～622万4,000円
3人	265万6,000円～660万4,000円
4人	303万6,000円～698万4,000円
5人	341万6,000円～736万4,000円
6人	379万6,000円～774万4,000円
7人	417万6,000円～812万4,000円

- 募集人数 1人
- 場 都営谷戸3丁目アパート(谷戸町3-23-8-101)
- ※生活協力員住戸は2DK(約69㎡)
- 謝金 月額12万円
- ※家賃は全額補助
- ※入居保証金などの自己負担あり
- 申 4月26日(金)までの午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)に、直接高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階)へ。
- ◆高齢者支援課 保(☎042-438-4028)

学童クラブ指導嘱託員(平成25年度採用)

- 職種・人数 学童クラブ指導嘱託員・若干名
- 職務内容・受験資格 募集案内で必ず確認してください。
- 試験日・選考方法 4月27日(土)・面接試験
- 案内の配布 4月17日(火)まで児童青少年課(田無庁舎1階)で配布(市HPからダウンロード可)。
- 申 4月17日(火)(郵送の場合は、16日(火)まで。消印有効)までに、〒188-8666 市役所児童青少年課へ郵送または直接持参。
- ◆児童青少年課 田(☎042-460-9843)

東日本大震災避難者の水道料金などの減免期間を延長

東日本大震災による避難者の方で、市内に避難し居住している方および避難者の方が同居している世帯を対象に、下記のとおり水道料金と下水道料金の減免期間を延長します。既に減免を適用されている方の再申請手続きは不要です。

□減免期間 平成26年3月31日^{まで}

- ②東日本大震災により居住継続が困難となった被災者、および福島第一・第二原子力発電所の周辺において国から避難指示などが出された地域などからの避難者について、避難者などが給水契約者である場合は本人、親族などの住居に入居している場合は当該住宅の給水契約者
- ※水道料金については都営水道の給水区域の居住者
- ※下水道料金については市内の居住者

減免内容

水道料金…基本料金および、1月当たりの使用水量10㎡までの分に係る従量料金の合計額に100分の105を乗じた額を減免

下水道料金…下水道使用料の基本料金(1月当たり8㎡^{まで})に100分の105を乗じた額を減免

□適用期間 水道(下水道)を使用開始した日の属する月分から平成26年3月31日^{まで}(平成23年3月11日以降、対象要件が発生した時期にさかのぼって適用)

申請方法

◇都営住宅など東京都があっせんした住宅に入居する避難者…申請書などの提出は不要。

◇そのほかの住宅に入居する避難者

- ◆全国避難者情報システムに登録している避難者…東京都より避難先住所に申請書などが郵送されます。記入のうえ必要書類と併せて返送してください。
- ◆東京都水道局東久留米サービスステーション窓口(東久留米滝山6-1-1)でも申請を受け付けます。
- 申請書類 減免申請書・被災証明書または被災証明書(写し可)
- ※提出が困難な場合は、被災時の住所が分かる書類(運転免許書・保険証[※])の写しでも可。証明書などの提出が困難な方や不明な点がある場合は、東京都水道局多摩お客さまセンターまでお問い合わせください。

- 場 東京都水道局多摩お客さまセンター(☎0570-091-101)※ナビダイヤルをご利用できない場合(☎042-548-5110)
- ◆下水道課 保(☎042-438-4058)